

# 指定障害福祉サービス事業者等 に対する指導監査について

青森市福祉部指導監査課

令和8年3月

令和7年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

令和7年度の運営指導結果や主な指摘事項等について説明いたします。

# 目次

---

- 1 令和7年度運営指導結果
- 2 主な指摘事項
- 3 指導監査について
- 4 他市の行政処分事例
- 5 運営状況の自主点検、指導事例
- 6 資料

# 1 令和7年度運営指導結果

	対象事業所 (R8.2.1現在)	実施事業所		うち文書指導あり		うち報酬返還あり	
			実施率		文書指導率		報酬返還指導率
訪問系サービス事業所	178	29	16%	4	14%	0	0%
日中活動系サービス事業所	171	43	25%	16	37%	7	16%
居住系サービス事業所	56	17	30%	4	24%	1	6%
相談支援事業所	97	2	2%	0	0%	0	0%
障害児通所支援事業所	125	50	40%	10	20%	6	12%
計	627	141	22%	34	24%	14	10%

※令和8年1月実施分まで、以下同じ

令和8年1月までに全体の約1/4の事業所に運営指導を実施。  
このうちの24%の事業所において、文書による改善報告を求めています。  
日中活動系サービス事業所が37%と最も高く、  
報酬返還（減算等を含む）を指導した割合も16%になっています。

2

今年度実施した運営指導の結果です。

令和8年1月末日時点で、青森市が指定している627事業所の22%にあたる141事業所に対し運営指導を実施しています。

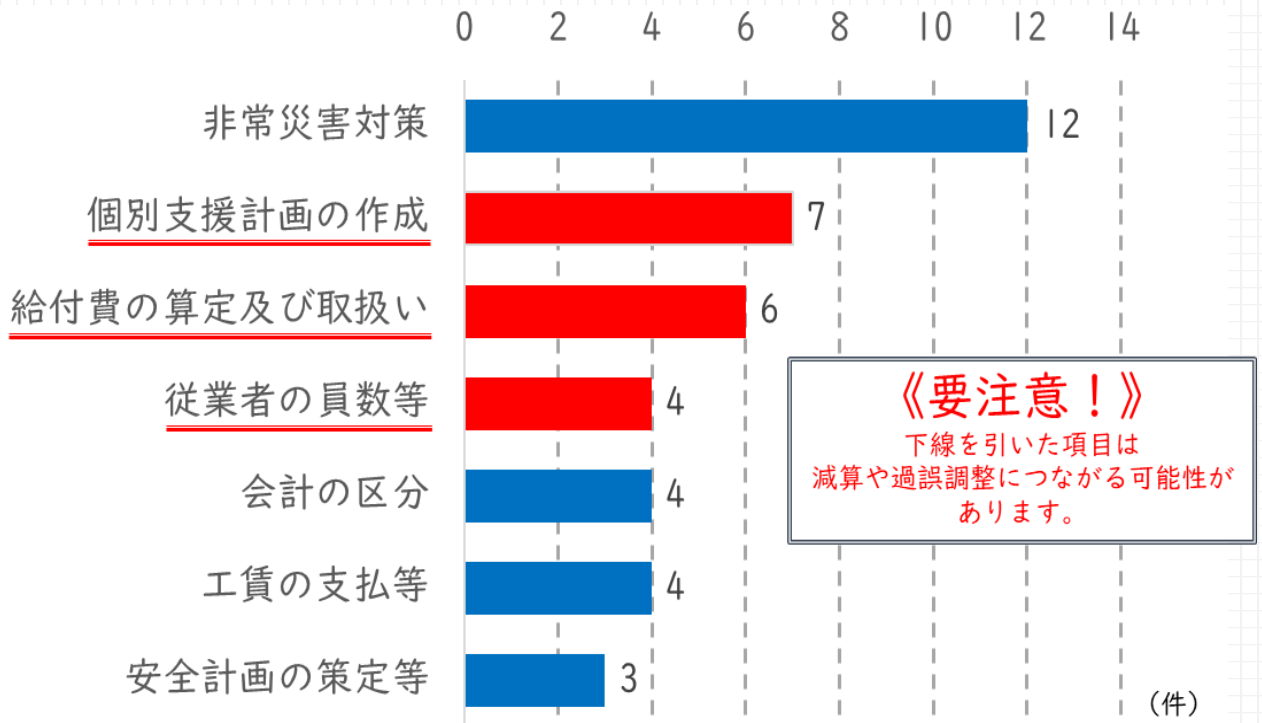
このうち、24%にあたる34事業所に、文書により改善報告の提出が必要となる、文書指導を行っています。

事業種別でみると、日中活動系サービス事業所の割合が37%と一番高くなっており、減算等を含めた報酬返還を指導した割合も16%になっています。

全体でも10%にあたる14事業所に対して報酬返還を指導していますので、注意してください。

## 2 主な指摘事項

## 指摘事項別件数



今年度の運営指導での主な指摘事項です。

グラフは、複数の事業所で文書指導した事項とその件数です。

項目別に見ると、「非常災害対策」に関する指摘が最も多く、次に「個別支援計画の作成」に関する指摘が多くなっています。

指摘事項のうち、下線を引いた「個別支援計画の作成」「給付費の算定及び取扱い」「従業員の員数等」については、減算や過誤調整につながる可能性があるので注意しましょう。

## 2 主な指摘事項 ① 非常災害対策

### 問題点

- × 非常災害（火災、風水害、地震等を含む。）に関する具体的計画を策定していない。

### 指摘事項

- 利用者等の安全の確保のため、非常災害（火災、風水害、地震等を含む。）に関する具体的計画を策定すること。

### 対象事業

・全事業（居宅介護等、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援を除く）

### 法的根拠

・サービス条例第73条  
・施設条例第56条  
・通所支援条例第42条  
・障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障  
障発0909第1号 厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長通知）

### ポイント

- ・火災、風水害、地震等のいずれにも対応した具体的計画の策定が必要となります。
- ・計画策定後は計画に基づき避難訓練を実施し、実施内容について記録を残してください。
- ・国通知に示す具体的な項目を含む計画を整備しましょう。  
→立地条件／情報の入手方法／連絡先及び通信手段の確認／避難開始時期及び判断基準  
避難場所／避難経路／避難方法／人員体制及び指揮系統／関係機関との連携体制 等

※法的根拠の略称はP18・19参照

4

非常災害対策についてです。

非常災害（火災、風水害、地震等を含む。）に関する具体的計画を策定していない事例が多く見受けられました。

利用者等の安全の確保のため、火災、風水害、地震等、事業所の立地に応じて想定される災害に対応した具体的計画を策定してください。

また、策定後は計画に基づき避難訓練を実施し、実施内容について記録を残してください。

このほか、非常災害に関する計画は策定しているものの、国の通知に示す具体的な項目が示されていない事例も多く見受けられました。

国の通知においては、計画に盛り込む具体的な項目例として、事業所等の立地条件、災害に関する情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認、避難を開始する時期及び判断基準、避難場所、避難経路、避難方法、災害時の人員体制及び指揮系統、関係機関との連携体制が挙げられています。

非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であるとされていますので、いまいちどご留意ください。

## 2 主な指摘事項 ② 個別支援計画の作成等

### 問題点

- × 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。  
例) ・個別支援計画を交付してから個別支援会議を開催している。  
・サービス提供を開始してから個別支援計画の内容について説明し、利用者の同意を得ている。

### 対象事業

・全事業（計画相談支援、障害児相談支援を除く）  
※居宅介護等は一部該当

### 法的根拠

・サービス条例第61条  
・施設条例第34条  
・地域相談支援省令第20条  
・通所支援条例第29条

### 指摘事項

- 個別支援計画の作成に係る一連の業務について、サービス管理責任者等の指揮の下、適切に行うこと。

### ポイント

- ・個別支援計画の作成（変更）に当たっては、個別支援会議の開催や原案の説明・同意等について適切なタイミングや順番で行いましょう。
- ・サービス管理責任者等の指揮の下、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合、《個別支援計画未作成減算》の対象となります。

個別支援計画の作成等についてです。

個別支援計画について、作成または変更に係る一連の業務が適切に行われていない事例が見受けられました。

例を挙げれば、個別支援計画を交付してから個別支援会議を開催しているものや、サービス提供を開始してから個別支援計画の内容について説明し、利用者の同意を得ているものがありました。

個別支援計画については、作成または変更に係る一連の業務について、サービス管理責任者等の指揮の下、適切に行いましょう。

このとき、個別支援会議の開催や原案の説明・同意等について、適切なタイミングや順番で行うことを意識してください。

なお、サービス管理責任者等の指揮の下、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないと認められる場合、個別支援計画未作成減算の対象となる場合がありますので注意してください。

## 2 主な指摘事項 ③ 会計の区分

### 問題点

- × 事業所の経理が他事業所の経理と区分されていない。  
また、事業の会計が他事業の会計と区分されていない。

### 指摘事項

- 会計の処理にあたっては、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分すること。

### 対象事業

・全事業

### 法的根拠

・サービス条例第43条  
・施設条例第67条  
・地域相談支援省令第37条  
・計画相談支援省令第29条  
・障害児相談支援省令第29条  
・通所支援条例第55条

### ポイント

- ・支出・収入それぞれに区分が必要です。  
(支出だけ、収入だけ区分するのは不十分)



会計の区分についてです。

同一法人等の内部において事業所の経理が他の事業所の経理と区分されていない事例や、同一事業所の内部においても事業の会計が他の事業の会計と区分されていない事例が見受けられました。

会計の処理にあたっては、事業所ごと、事業ごと（サービス種別ごと）に経理等を区分してください。

このとき、支出・収入それぞれに区分が必要となりますので、ご注意ください。

## 2 主な指摘事項 ④ 賃金・工賃の適正な支払い

### 問題点

- × 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃が、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていない。

### 指摘事項

- 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃は、当該事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となるようにすること。

### 対象事業

- ・生活介護
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型

### 法的根拠

- ・サービス条例第88条、第181条、第190条
- ・施設条例第40条
- ・就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）

### ポイント

- ・指定基準において、就労継続支援A型事業所については、賃金・工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が記載されており、この基準を満たせない場合、経営改善計画書等を作成し、経営改善に取り組んでいただくこととなります。
- ・就労継続支援B型事業所についても工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が明記されています。

賃金、工賃の適正な支払についてです。

生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃が、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていない事例が多く見受けられました。

指定基準において、就労継続支援A型事業所については、賃金、工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が記載されており、この基準を満たせない場合、経営改善計画書等を作成し、経営改善に取り組んでいただくこととなります。

また、就労継続支援B型事業所についても工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が明記されていますので、利用者への賃金・工賃は適切に支払ってください。

## 2 主な指摘事項 ⑤ 安全計画の策定等

### 問題点

- × 指定事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定していない。

### 対象事業

・障害児通所支援事業

### 法的根拠

・通所支援条例第42条の2

### 指摘事項

- 障害児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

### ポイント

- ・従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しましょう。
- ・保護者等に対しても、安全計画に基づく取組の内容等について周知してください。

安全計画の策定等についてです。

指定事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定していない事例が見受けられました。

各通所支援事業所においては、障害児の安全の確保を図るため、指定事業所ごとに、安全計画を策定し、研修や訓練等の必要な措置を講じてください。

この安全計画については、必要に応じて見直しを行うとともに、従業者だけではなく保護者等に対しても周知をお願いします。

## 2 主な指摘事項(口頭指導) ① 業務継続計画

### 問題点

- × 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に基づく研修及び訓練を実施していない。

### 指摘事項

- 感染症及び非常災害に係る業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

### ポイント

- ・特に非常災害については、単に避難訓練ではなく、業務継続計画に基づく内容となるような研修・訓練を計画及び実施して下さい。
- ・研修・訓練を実施したとき、内容等について記録を残しましょう。

### 対象事業 法的根拠

- ・全事業
- ・サービス条例第35条の2
- ・サービス解釈通知第三3(23)
- ・施設条例第54条の2
- ・施設解釈通知第三3(39)
- ・計画相談支援省令第20条の2
- ・計画相談支援解釈通知第二2(18)
- ・地域相談支援省令第28条の2
- ・地域相談支援解釈通知第二2(23)
- ・障害児相談支援省令第20条の2
- ・障害児相談支援解釈通知第二2(18)
- ・通所支援条例第40条2
- ・通所支援解釈通知第三3(28)

続いて、文書による指摘事項には至らなかったものの、口頭指導を行った事例について、件数が多かったものをいくつか紹介します。

まずは業務継続計画に係る研修及び訓練についてです。

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているものの、研修や訓練を実施していない事例が見受けられました。

感染症及び非常災害に係る業務継続計画については、策定するだけでなく必要な研修及び訓練を定期的実施するようにしてください。

特に非常災害については、単に避難訓練ではなく、業務継続計画に基づく内容となるような研修・訓練を計画及び実施するよう意識してください。

また、研修・訓練を実施したときは実施日や参加者、内容等について記録を残すことを忘れずお願いします。

## 2 主な指摘事項(口頭指導) ② 身体拘束等

### 問題点

- × 身体拘束等の適正化のための指針について、指針に盛り込むべき必要な項目が不足している。

### 指摘事項

- 身体拘束等の適正化のための指針について、必要な項目を全て盛り込んだ指針を整備すること。

### 対象事業

・全事業（自立生活援助、就労定着支援、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援を除く）

### 法的根拠

・サービス条例第37条の2  
・サービス解釈通知第三3(26)  
・施設条例第60条  
・施設解釈通知第三3(45)  
・通所支援条例第46条  
・通所支援解釈通知第三3(34)

### ポイント

- ・ 解釈通知に示されている項目を盛り込んだ指針を整備しましょう。
  - ア 基本的な考え方
  - イ 委員会その他組織に関する事項
  - ウ 職員研修に関する基本方針
  - エ 発生時の報告方法等に関する基本方針
  - オ 発生時の対応に関する基本方針
  - カ 指針の閲覧に関する基本方針
  - (キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

身体拘束等の適正化のための指針の整備についてです。

身体拘束等の適正化のための指針を整備しているものの、指針に盛り込むべき必要な項目が不足している事例が見受けられました。

身体拘束等の適正化のための指針については、必要な項目を全て盛り込んだ指針を整備してください。

なお、国の解釈通知においては、次のような項目を盛り込むこととされております。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

特にカの指針の閲覧に関する基本方針が盛り込まれていないものが多く見受けられましたので、いまいちどご確認をお願いします。

## 2 主な指摘事項(口頭指導) ③ 衛生管理等

### 問題点

× 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）について、定期的を開催していない。

また、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について、定期的を実施していない。

### 指摘事項

○ 感染対策委員会については、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。

また、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

### 対象事業

・全事業

### 法的根拠

・サービス条例第36条、第74条、第93条  
・サービス解釈通知第三3(24)、第四3(20)、第五3(9)  
・施設条例第57条  
・施設解釈通知第三3(42)  
・地域相談支援省令第30条  
・地域相談支援解釈通知第二2(25)  
・計画相談支援省令第22条  
・計画相談支援解釈通知第二2(20)  
・障害児相談支援省令第22条  
・障害児相談支援解釈通知第二2(20)  
・通所支援条例第43条  
・通所支援解釈通知第三3(31)

### ポイント

- ・感染対策委員会……おおむね3月に1回（訪問系、相談系等は6月に1回）
- ・研修及び訓練 ……それぞれ年2回以上（訪問系、相談系等は年1回以上）

衛生管理等における感染対策委員会及び研修・訓練の定期的な開催についてです。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）について、定期的を開催していない事例、また、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について、定期的を実施していない事例が見受けられました。

感染対策委員会については、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。

また、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練についても、定期的を実施して下さい。

感染対策委員会については、おおむね3月に1回の開催（訪問系、相談系等は6月に1回の開催）、

研修及び訓練については、それぞれ年2回以上の実施（訪問系、相談系等は年1回以上の実施）が必要となりますので、ご注意ください。

### 3 指導監査について ① 指導と監査

指導 → 障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2

- ・指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について周知徹底を図ることを目的とする。
- ・その手法として、原則事業所において行う運営指導と講習等により行う集団指導がある。
- ・運営指導は概ね6年に1度または3年に1度の頻度で実施する。但し、運営等に重大な問題があると認められる場合は、随時実施する等して、指導の重点化を図る。

監査 → 障害者総合支援法第48条、第51条の27  
児童福祉法第21条の5の22、第24条の34

- ・指定基準違反等が疑われる場合（下記参照）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

指定基準違反等が疑われる場合とは

- ・事業者のサービス等の内容等について、行政上の措置（次頁参照）に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

12

指導監査の制度についてです。

指定障害福祉サービス事業者等への指導監査については、「指導」と「監査」の大きく2つに分かれます。

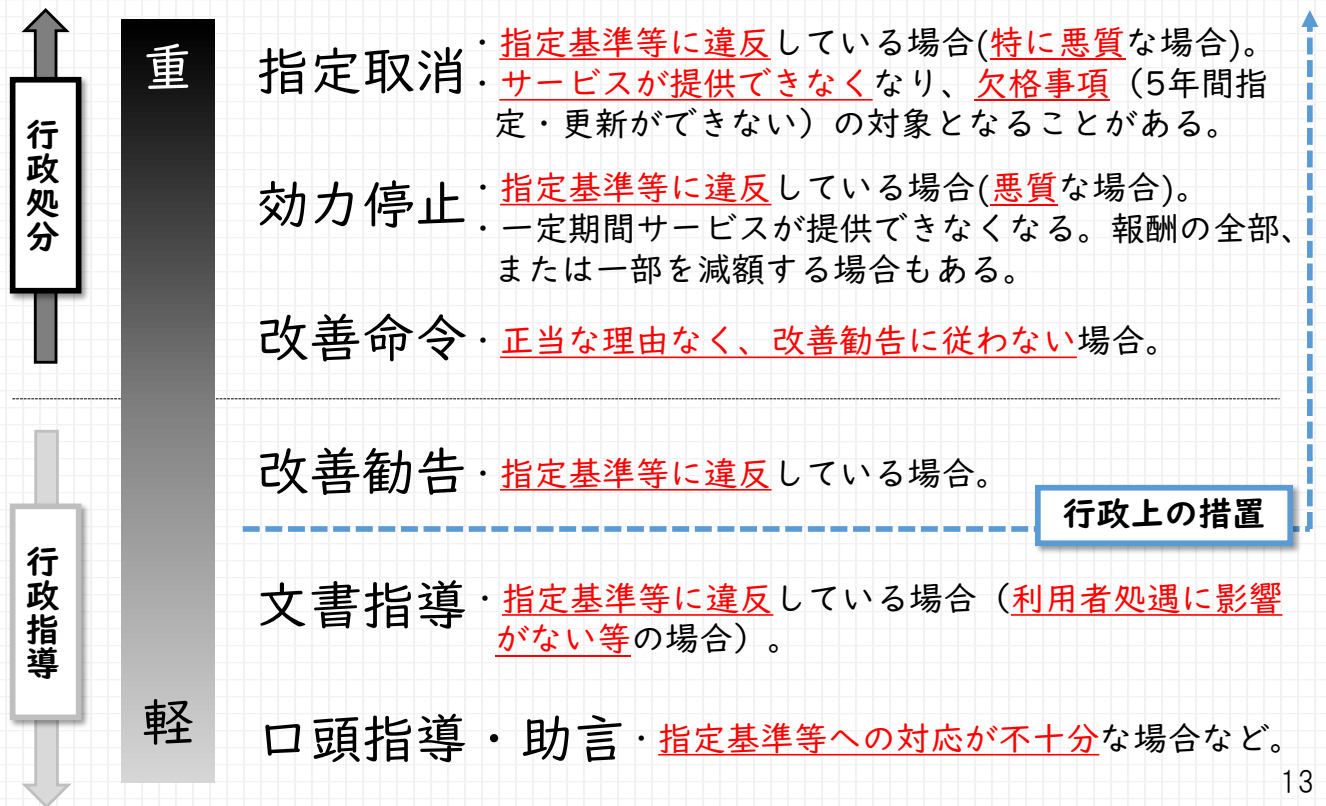
いずれも障害者総合支援法、児童福祉法に基づくものとなっています。

指導は、指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について周知徹底を図ることを目的に実施するものです。その手法として、原則事業所において行う「運営指導」と講習等により行う「集団指導」があり、「運営指導」は概ね6年に1度、またはサービスの種別により3年に1度の頻度で実施します。

ただし、運営等に重大な問題があると認められる場合は、必要に応じて随時実施するなどして、指導の重点化を図っています。

監査は、指定基準違反等が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施します。ここでいう指定基準違反等が疑われる場合とは、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合を指しています。

### 3 指導監査について ② 行政上の措置



13

次に行政上の措置についてです。

運営指導や監査の結果、指定基準等に違反している場合や、指定基準等への対応が不十分な場合には、行政処分や行政指導が行われます。

行政処分の種類は、重い方から順に指定取消、効力停止、改善命令の3種類になります。

指定取消と効力停止は指定基準等の違反が悪質な場合に行われ、指定取消の場合、サービスが提供できなくなるのに加え、組織的な関与が認められた場合などは、事業者及びその役員について5年間指定又は更新ができない欠格事項の該当となる場合があります。

効力停止は、一定期間指定の効力の全部又は一部を停止するもので、その停止の範囲は、利用者の受け入れのほか報酬請求も含まれます。

改善命令は、改善勧告について正当な理由なく従わない場合に行われます。

行政指導の種類は、重い方から順に改善勧告、文書指導、口頭指導、助言の4種類になります。

改善勧告は、指定基準等に違反しているものの悪質ではなく、かつ文書指導以下の対象に収まらない場合に行われます。

文書指導は指定基準等の違反のうち、利用者の処遇に影響がない場合などに行われます。

口頭指導と助言は、指定基準等の違反とまでは言えないものの、その対応が不十分な場合などに行われます。

なお、前ページの行政上の措置とは、行政処分及び行政指導のうち改善勧告を指します。

### 3 指導監査について ③ 遵守すべき法令等

#### ○指定基準（個々の名称についてはP18・19参照）

- ・指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたもの。
- ・違反した場合は、**行政処分・指導の対象**となったり、**報酬が減額**される場合がある。
- ・解釈通知も参照すること。

#### ○報酬告示（個々の名称についてはP18・19参照）

- ・指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもの。
- ・本告示に定められた**要件を満たさず**に請求した場合、**返還対象**となる。
- ・留意事項通知やQ&Aも参照すること。

#### ○その他通知等（一部を例示）

- ・会計の区分(全事業)：介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・非常災害(日中活動系、居住系事業)：障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）
- ・就労系事業全般：就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）
- ・就労会計（生産活動を行う事業）：就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・虐待防止（全事業）：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 ことも家庭庁支援局障害児支援課）

14

次に遵守すべき法令等についてです。

各事業者においては、障害者総合支援法、児童福祉法といった基本的な法令を遵守することのほか、指定事業を行うに当たっては指定基準と報酬告示を遵守することが重要になります。指定基準は、指定事業を実施するために必要な人員、設備、運営などに係る基準を定めたものであり、本基準に違反した場合は、前ページのとおり行政処分、行政指導の対象となったり、報酬が減額される場合があります。

取扱いについては、解釈通知も参照してください。

報酬告示は、指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもので、本告示に定められた要件を満たさずに請求した場合、返還対象となります。

請求の際は、本告示の留意事項通知やQ&Aも参照してください。

今年度の運営指導においては、人員基準を満たさず人員欠如減算の対象となった事例や、加算等の要件を満たさないまま報酬を請求し返還となった事例も複数見受けられましたので、各事業者においては、ダブルチェックの徹底等、十分注意していただくようお願いします。

その他通知等について、一部を例示しています。

関連事業を実施している際は必ず関係する通知の内容を確認してください。

各事業に関する指定基準、報酬告示については、P18・19に名称を掲載しています。

## 4 他都市における行政処分事例 【参考】

### 事例1：A市の事例

指定取消

○事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス

#### ○処分事由

- ・ 人員基準違反  
要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていた。
- ・ 運営基準違反  
児童発達支援管理責任者の要件を満たさない者が個別支援計画を作成していた。
- ・ 給付費の不正請求
  - ①児童指導員等加配加算及び専門的支援加算について、対象となる職員が未配置である期間があったにもかかわらず、当該加算を請求していた。
  - ②要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されているにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算を行わずに報酬を請求した。
- ・ 虚偽報告  
児童発達責任者の要件を満たさないにもかかわらず、要件を満たしている旨の虚偽の書類を作成し報告を行った。
- ・ 不正の手段による指定  
要件を満たさないのに満たしているものとして、その者を管理者兼児童発達支援管理責任者とした虚偽の申請書類を組織的に作成して指定を受けた。

15

参考として、他都市における行政処分事例を紹介します。

行政処分事例の一つ目は、A市の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事例で、指定取消となっています。

処分事由は、人員基準違反として、要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていたことや、運営基準違反として、児童発達支援管理責任者の要件を満たさない者が個別支援計画を作成していたことなど、給付費の不正請求、虚偽報告、不正の手段による指定が処分理由となっています。

## 4 他都市における行政処分事例 【参考】

### 事例2：B県、C市の事例

**指定取消  
一部効力停止**

○事業種別 共同生活援助

○処分事由

・人格尊重義務違反

事業者が利用者に対して、食材料費を過大に徴収するという法に定める人格尊重義務に違反する行為が行われた。

・不正請求

①人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしたものとして基本報酬及び夜勤職員加配加算が不正に請求されていた。

②利用者が外泊しており、夜間にグループホームに不在であるにもかかわらず、夜間に支援を行ったとして、夜勤職員加配加算が架空に請求されていた。

事例二つ目は、B県とC市の共同生活援助の事例で、複数の事業所に対して指定取消又は一部効力停止となっています。

処分事由は、人格尊重義務違反として、事業者が利用者に対して、食材料費を過大に徴収するという法に定める人格尊重義務に違反する行為が行われたことや、不正請求として、人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしたものとして基本報酬及び夜勤職員加配加算が不正に請求されていたことなどが処分理由となっています。

改めて、適正な事業運営をお願いします。

## 5 運営状況の自主点検、指導事例

### ○運営状況の自主点検

利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自己点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施するようお願いいたします。

### ○指導事例

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、事業運営の参考としてください。

※「自己点検表」「運営指導等における指導事例」掲載場所

青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp/>)

トップページ>産業・雇用>事業者のかたへ>福祉・健康

>福祉・介護事業者 >障がい福祉事業>指導・監査（障がい福祉事業）

利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自己点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施するようお願いいたします。

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、事業運営の参考としてください。

## 6 資料 ①<参考>指定基準及び解釈通知一覧

指定基準(市条例又は厚生労働省令)		
事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	サービス条例
指定障害者支援施設	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	施設条例
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	地域相談支援省令
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	計画相談支援省令
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	障害児相談支援省令
指定障害児通所支援	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	通所支援条例

解釈通知		
事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	サービス解釈通知
指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	施設解釈通知
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	地域相談支援解釈通知
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	計画相談支援解釈通知
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障害児相談支援解釈通知
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	通所支援解釈通知

18ページ以降は、参考として指定基準等を一覧により掲載していますので、ご確認ください。

## 6 資料 ②<参考>報酬告示及び留意事項通知一覧

### 報酬告示(厚生労働省告示)

事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	サービス報酬告示
指定障害者支援施設		
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	地域相談支援報酬告示
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	計画相談支援報酬告示
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	障害児相談支援報酬告示
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	通所支援報酬告示

### 留意事項通知

事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	留意事項通知
指定障害者支援施設		
指定地域相談支援		
指定特定相談支援		
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	通所支援等留意事項通知
指定障害児通所支援		